

令和7年度介護保険料のお知らせ

※第1～3段階は負担軽減あり ※（）内は軽減前の金額

段階	区分など	年額保険料
1	世帯全員が 市民税非課税	前年の年金収入等が80万9千円以下、生活保護受給者 23,250円 (37,120円)
2		前年の年金収入等が120万円以下 39,570円 (55,890円)
3		前年の年金収入等が120万円超 55,890円 (56,300円)
4	本人が 市民税非課税	前年の年金収入等が80万9千円以下 65,300円
5		前年の年金収入等が80万9千円超 81,600円 【基準額】
6	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満 89,800円
7		前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満 91,400円
8		前年の合計所得金額が125万円以上160万円未満 102,000円
9		前年の合計所得金額が160万円以上210万円未満 106,100円
10		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満 122,400円
11		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満 138,700円
12		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満 155,100円
13		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満 171,400円
14		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満 187,700円
15		前年の合計所得金額が720万円以上 195,900円

介護保険料の 納入通知書を送付します

7月中旬に、65歳以上の方（第1号被保険者）へ介護保険料の額をお知らせする通知書をお送りします。

介護保険料は、4月1日時点での世帯の市民税課税状況や、本人の所得に応じて、15段階のいずれかの保険料となります。介護保険は介護が必要な状態となつたときに、安心してサービスを受けることができる社会保障制度です。ご理解・ご協力をお願いします。



特別徴収（年金からの引き落とし）の方の納め方

◇4月・6月・8月（仮徴収）前回（2月）と同額が年金から引き落とされます。

◇10月・12月・2月（本徴収）令和6年中の所得などを

基に算出した7年度保険料から仮徴収分を除いた額が年金から引き落とされます。

普通徴収（納付書での支払い）の方の納め方

7月から翌年3月まで毎月納付書で納めます。保険料を納付書で納めている方は、納め忘れの心配がなく、手間を省ける口座振替をお勧めします。

年度途中で65歳になる方や転入者の方

65歳になる月（1日が誕生日の場合はその前月）や転入した月の分から、納付書で保険料を納めていただきます。特別徴収へ変更となる場合には、開始時期に合わせてお知らせします。

保険料の納付が困難な方

災害や失業などにより著しく所得が減少するなど、特別な事情により生活に困窮していると認められるときには、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

問合せ

長寿いきがい課

Tel 89・2157

地域局市民福祉課
Tel 73・5500